

【刑法】

問題

次の〔事例〕に基づき、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい。ただし、住居等侵入罪（刑法第130条）を除きます。

〔事例〕

就職しても仕事が続かない無職の甲（男・28歳）は、同棲している乙（女・22歳）のアルバイト収入で生活していたが、不景気のために乙もアルバイト先を解雇されてしまった。

手っ取り早く現金を手に入れたいと考えた甲は、1か月ほど前に友人丙（男・28歳）に連れて行ってもらったスナック『M』は、ママのV（女・40歳）が一人で営業していたので、あそこであれば、Vを刃物で脅して簡単に現金を入手できるのではないかと考えた。甲は、乙にも手伝わせようと、乙にスナック『M』で強盗しようと考えていることを話した。ところが、乙は、「お金はほしいけれど、絶対に他人を傷つけるようなことはしないで。」と言った。そこで、甲は、「だったら、お前が病院でもらって持っている睡眠薬をママに飲ませて、ママが眠っている隙に現金を手に入れよう。」と提案した。乙は、「刃物を使ったり暴力を振ったりするのでなければいいわ。私の睡眠薬を渡すわ。」と言って甲に睡眠薬を渡した。

甲と乙は、スナック『M』に行き、乙の誕生日祝いだと言ってVにもビールを勧めて飲ませた。店内に他に客はいなかった。甲は、Vの隙を見て睡眠薬をVのコップに入れて飲ませたが、Vはなかなか眠らなかった。Vが眠らないうちに、酒の弱い乙がカウンター・テーブルにうつ伏せになって眠ってしまった。甲は、Vがなかなか眠らないことにいらだった。甲は、我慢できなくなってカウンター越しにVの顔面を右手拳で殴ったところ、Vは、後ろによろめき棚に頭をぶつけその場に倒れて気絶した。甲がカウンター内に入って現金がおいてある場所を探し始めたところ、甲の友人丙が店内に入ってきた。甲も丙もびっくりしたが、丙は、Vがカウンター内で気絶しており、甲がカウンター内を探している様子を見て、甲がVを殴って気絶させ、現金を取ろうとしているのだと理解した。丙は、自分も現金がほしいと考え、「金は棚の引き出しの中にあるはずだ。俺にも分け前を寄越せ。」と言った。甲は、「わかった。」と答えた。丙はカウンター内に入り、棚の引き出しを開けて、中から現金の入った箱を取り出した。丙は、箱を開

けて「30万円あるぞ。」と言った。その場で、甲と丙は15万円ずつ現金を山分けした。丙は、「急いで逃げよう。」と言って一足先に店外に出た。甲は、乙を背負って店外に出た。乙は、自宅に帰るまで、甲がVを殴って現金を取ったことに気づかなかった。

なお、Vは柵に頭をぶつけた際に、加療2週間を要する頭部外傷を負った。